

2016年10月18日

平成28年度 厚生労働省助成金 ご案内

経営者様・人事担当者様

株式会社 EST corporation

清水 史浩



秋涼の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

現在厚生労働省にて、返済の必要がない様々な助成金が用意されており、既に多くの事業主様でのご活用が進んでおります。労働者の就労環境を見直すことで支給される助成金や人材育成に力を入れている事業主様に支給される助成金等、多くの助成金が用意されています。

助成金は中小企業の活性化のために支給されております。事業主の皆様が普段納められている、雇用保険料が財源となっておりますので、是非この機会に助成金を最大限活用していただければ幸いです。

以下6つの項目に当てはまると助成金受給の対象となります。(助成金共通項目)

- ▼ 一般的にクリアされている事業所がほとんど
- 雇用保険に加入をしている
- 正社員は健康保険・厚生年金に加入をしている
- 労働保険料の滞納はない
- 過去3年間助成金の不支給措置をとられていない
- 過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない
- ▼ 注意が必要
- 過去6ヶ月、従業員を事業所都合により退職させていない(事業所からの解雇としていない)

以上の6つ全ての項目に当てはまった場合、最大で250万円の助成金を受給できる可能性がございます。

助成金対応コールセンターにて助成金の申請から受給までの詳細をお伝えしております。

従業員数1名様からでも申請することができる助成金も数多くありますので、一度受給額の無料査定をさせていただければと存じます。以下連絡先にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

■助成金対応コールセンター:0120-728-974

■メール:support_sales@est-corporation.jp

■担当:石毛・熊谷

申請をされた事業主様のみが受給されている助成金です。受給された助成金の用途において、必要経費を差し引いた分につきましては、事業主様ごとに自由にご利用いただけます。是非、助成金を経営の強化資源としてご活用いただければ幸いです。お問い合わせお待ちしております。